

近畿地方整備局神戸港湾事務所における自動販売機設置事業者募集要項

近畿地方整備局神戸港湾事務所に設置する自動販売機の設置事業者の公募については、この募集要項によるものとする。

公示日 令和 7 年 2 月 3 日

近畿地方整備局
神戸港湾事務所長
石原 洋

1 業務概要

(1) 業務名

自動販売機（清涼飲料水等）の設置営業

(2) 業務内容

神戸港湾事務所（以下、「当所」という。）構内に以下の自動販売機を設置し、清涼飲料水等の販売を行う。

清涼飲料水等 2 箇所 各 1 台

(3) 業務期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 12 年 3 月 31 日まで

ただし、必要に応じて、一度に限り下記 3 による国有財産の使用許可期間を更新し、業務を行うことができる。

なお、機器の設置、原状回復のための機器の撤去に要する期間を使用許可期間に含むものとする。

2 自動販売機の設置対象施設

近畿地方整備局 神戸港湾事務所

所在地 〒651-0082 兵庫県神戸市中央区小野浜町 7 番 30 号

設置場所 （別紙 1「構内平面図」参照）

設置場所	設置台数	設置面積
別紙①	1 台	1.2 m ²
別紙②	1 台	1.2 m ²

参考) 庁舎内勤務人数 約 100 名

3 国有財産の使用許可

- (1) 本業務を行う者は、業務に係る国有財産法第 18 条の規定に基づく使用許可（以下、「国有財産使用許可」という。）を受けるとともに、年度毎に 1 回、当該国有財産の年額使用料を納付しなければならない。

- (2) 国有財産使用許可は、国土交通省近畿地方整備局長が行う。
- (3) 使用許可期間は 5 年以内とする。

4 公募参加資格

- (1) 良質な商品又は優良なサービスを提供できる能力と実績を有すること。
- (2) 予算決算及び会計令第 70 条及び第 71 条の規定に該当しない者であること。
- (3) 国税及び地方税を完納していること。
- (4) 経営の状況又は信用度が極端に悪化していないと認められる者であり、適正な業務の履行が確保される者であること。
- (5) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）でないこと。
- (6) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者ではないこと。
- (7) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していないこと。
- (8) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていないこと。
- (9) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していないこと。
- (10) 暴力団又は暴力団員及び（6）から（9）までに定める者の依頼を受けて公募に参加しようとする者でないこと。

5 公募条件等

(1) 国有財産使用許可

設置事業者に決定した者は、遅滞なく国有財産使用許可に係る申請書を提出し、自動販売機設置場所の使用許可を受けること。申請手続きについては、設置事業者決定後に別途指示する。なお、本公募にて設置事業者に決定した者は、使用許可の相手方として特定したものであり、国有財産使用許可手続きの完了までは、国有財産の使用を許可されたものではない。

本業務を行う者は、本公募にて提示した価格に消費税及び地方消費税相当額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数がある場合は、その端数金額を切り捨てた額）を年額使用料として、年度毎に 1 回、別途送付する納入告知書により納付することとする。ただし、当該年度における業務期間が 1 年に満たない場合には、年額使用料は国有財産使用許可を受けた期間に応じて日割した金額とする。

なお、国有財産使用許可の期間は、5年以内とし、必要に応じて、一度に限り5年を超えない期間で更新することができるが、更新年度の年額使用料は、「行政財産を使用又は収益させる場合の取扱いの基準について（昭和33年1月7日蔵管第1号）」における別添貸付料予定価格等の算定基準第2節第5のとおり調整を行うので留意すること。

(2) 環境等への配慮

地球温暖化対策等を踏まえ、設置機種は省エネタイプのものとする。

グリーン購入法における環境物品等の調達基本方針の基準に適合していること。

（別紙2参照）

(3) その他必要経費等

自動販売機の設置及び撤去に要する費用等の一切は、設置事業者の負担とする。

また、自動販売機の運転に必要な光熱水料は原則電気使用料のみとし、その全額を設置事業者の負担とする。電気使用料については、子メーターを設置すること。電気使用料の負担については、当所における電気使用量のうち、当該子メーターの指示値により計測した使用量に応じた分担額を毎月通知するので、当該通知に基づき納付すること。

なお、設置する子メーターについては、計量法（平成4年法律第51号）に基づく検査に合格したものであり、有効期間内のものとする。

(4) 使用上の制限等

- ① 国有財産使用許可の条件を遵守すること。
- ② 自動販売機を設置する権利を第三者に譲渡又は転貸してはならない。
- ③ 商品の搬入・廃棄物の搬出に関する作業期間及び作業経路については、当所の指示に従うこと。
- ④ 販売可能品目は、国内に一般的に流通・認識されている缶又はペットボトル等密閉式容器入りの清涼飲料水又は密閉袋入りの食品とする（酒類及びたばこの販売は行わないこと）。
- ⑤ 標準小売価格を上回る価格で販売しないこと。
- ⑥ 自動販売機設置時の販売品目について、一覧にまとめて当所に報告すること（様式適宜）。販売品目を変更する際も当所に報告すること（様式適宜）。

(5) 維持管理責任

- ① 自動販売機を設置するにあたっては、物件毎の外形寸法を超えないものを設置すること。また、日本工業規格「自動販売機の据付基準（JIS B8562-1996）及び日本自動販売機工業会発行「自動販売機据付基準マニュアル」に従い、据付面を確認した上で十分な転倒防止対策を行うこと。
- ② 原則として自動販売機に併設して、販売する飲料の容器（缶・ビン・ペットボトル等）の種類に応じた使用済容器の回収ボックスを設置し、設置事業者の責任で適切に回収・リサイクルすること。
- ③ 衛生管理及び感染症対策については、「食品、添加物等の規格基準」（昭和34年厚生省告示第370号）、日本自動販売協会及び日本自動販売機工業会が定めた「自動販売機の食品衛生に関する自主的取り扱い要領及び規格基準」などの関

係法令等の遵守・徹底を図るとともに、関係機関等への届出、検査等が必要な場合は遅滞なく手続き等を行うこと。

④ 商品補充、金銭管理など自動販売機の維持管理については、設置事業者が行うこと。また、商品の賞味期限に留意し在庫の補充管理を適切に行うこと。

⑤ 自動販売機の故障、問合せ並びに苦情については設置事業者の責任において対応すること。また、自動販売機に故障時等の連絡先を明記すること。

(6) 原状回復

設置事業者は、許可期間が満了又は許可が取り消された場合には、速やかに原状回復すること。なお、原状回復に関する一切の費用は、設置事業者において負担すること。

(7) 設置事業者の都合による解除

使用許可期間が満了する前に、設置事業者の都合により自動販売機を撤去しようとする場合は、撤去しようとする日の3月前までに書面により通知すること。

6 応募申込手続

(1) 担当部局

〒651-0082 兵庫県神戸市中央区小野浜町7番30号

近畿地方整備局 神戸港湾事務所 品質管理課

電話：078(333)2550

(2) 申込方法

本公募の参加希望者は、6(3)に掲げる応募申込書等の資料を提出し、公募参加資格の有無について確認を受けなければならない。

なお、期限までに応募申込書等を提出しない者並びに公募参加資格がないと認められた者は、本公募に参加することができない。

① 提出期間： 令和7年2月3日から令和7年2月17日まで

持参する場合は、9:00 から 17:00 までの間。ただし、行政機関の休日に関する法律（昭和63年12月13日法律第91号）第1条に定める行政機関の休日（以下「休日等」という。）を除く。

② 提出場所： 6(1)に同じ。

③ 提出方法： 応募申込書の提出は、持参、郵送（書留郵便に限る）または託送（書留郵便と同等の者に限る）により提出すること（部数1部）。

郵送による提出者は、提出書類の写しを保管するとともに、発送後速やかに発送日及び到着予定日を提出場所の担当者に連絡すること。なお、提出期間内に到着しなかった場合は不受理とするので、確実に届くように留意すること。

(3) 応募申込書及び提出書類

応募申込書等は以下に掲げる資料を提出すること。

ア 応募申込書（別紙様式1）

イ 自動販売機設置事業の実績（別紙様式2）及び販売品目提案書（別紙様式3）

ウ 商業登記簿謄本（履歴事項全部証明書）

※ いずれも発行日から3ヶ月以内のもの

エ 納税証明書その3の3（法人税と消費税及び地方消費税）

※ 申込日に取得できる直近の年分のもの

オ 設置する自動販売機及び回収ボックスのカタログ（寸法、規格、消費電力等が確認できる資料）

カ 4. 公募参加資格（5）～（10）の要件を満たすこと及び将来的に当該要件に反することはない旨の誓約書（別紙様式4）

キ 財務諸表類（法人の場合）又は営業用純資本額に関する書類及び収支計算書（個人の場合）

※ 財務諸表とは、参加希望者が自ら作成している直前の1年間の事業年度分にかかる貸借対照表、損益計算書及び利益処分（損失処分）計算書をいう。また、営業用純資本額に関する書類及び収支計算書とは、確定申告書等財務諸表に類する書類をいう。

（4）公募参加資格確認のヒアリング

公募参加資格確認のヒアリングを必要とする場合には、日時及び場所は追って通知する。

なお、出席者は資料の内容を説明できる者とする。

（5）その他

- ① 応募申込書の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- ② 提出された応募申込書等の資料は、公募参加資格確認及び設置事業者決定以外には、提出者に無断で使用しない。
- ③ 提出された応募申込書等の資料は、返却しない。
- ④ 提出期限以降における応募申込書等の差し替え及び再提出は認めない。
- ⑤ 応募申込書に関する問合せ先
6（1）に同じ。

7 苦情申立て

（1）公募参加資格がないと認められた者は、公募参加資格がないと認めた理由について、次により説明を求めることができる。

- ① 提出期限： 令和7年3月3日 17:00 まで
- ② 提出場所： 6（1）に同じ。
- ③ 提出方法： 書面により提出するものとする。

（2）上記（1）にて説明を求められたときは、令和7年3月10日までに説明を求めた者に対し書面により回答する。

8 募集要項に関する質問

（1）この募集要項に対する質問がある場合には、次により提出すること。

- ① 受領期間： 令和7年2月3日から令和7年2月7日まで
持参する場合は、9:00 から 17:00 までの間。ただし、休日等を除く。

- ② 提出場所： 6（1）に同じ。
- ③ 提出方法： 書面により提出するものとする。
- (2) (1) の質問に対する回答書は、次により閲覧に供するものとする。
 - ① 閲覧期間： 令和 7 年 2 月 10 日から令和 7 年 2 月 14 日
 - ② 閲覧場所： 近畿地方整備局神戸港湾事務所にて閲覧に供する。

9 設置事業者の決定

- (1) 提出された応募申込書の審査を行い、4. 公募参加資格を満たす者を設置事業者の選定対象とする。
- (2) 選定対象となった者のうち、別紙様式 1 の応募価格の額が近畿地方整備局長の設定する国有財産使用料以上の額で、かつ設置場所毎の最高価格で応募申込を行った者を選定し、設置事業者とする。なお、最高価格同額の応募が 2 者以上ある場合は、当該応募者立ち会いの下、くじにより選定する。
- (3) 設置事業者の通知等
設置事業者の決定は、令和 7 年 2 月 21 日に行う予定である。設置事業者決定後、決定事業者に対して書面により決定通知を行うとともに、近畿地方整備局神戸港湾事務所にて設置事業者の名称及び決定金額を掲示する。

10 設置事業者の決定及び許可の取消

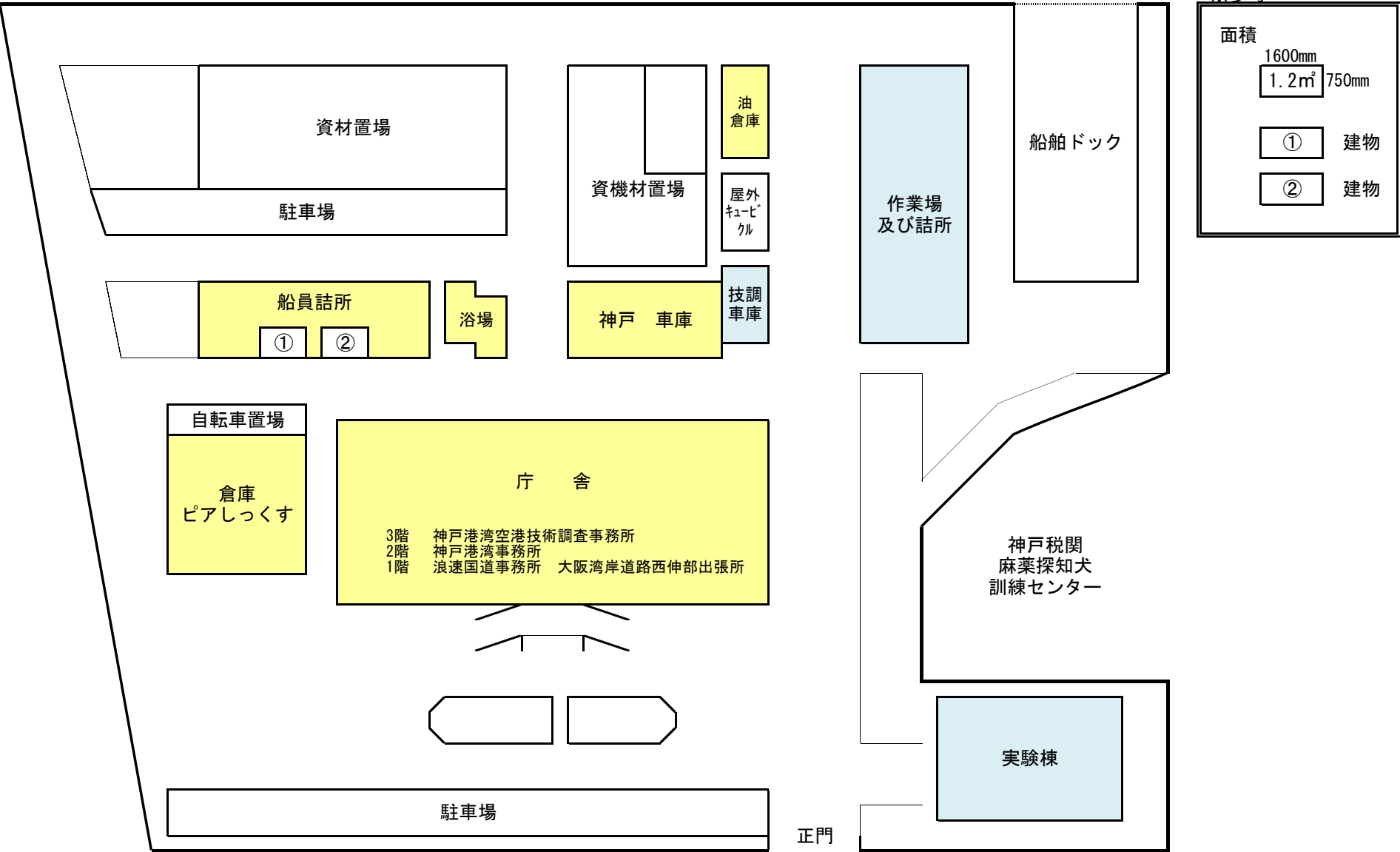
次のいずれかに該当するときは、設置事業者としての決定又は許可を取り消すこととする。

- (1) 設置事業者が指定した期日までに許可の手続きに応じなかったとき。
- (2) 使用を許可した財産を当所が公用に供するために必要となったとき。
- (3) 設置事業者が使用許可書に記載する許可条件に違反したとき。

11 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置について

- (1) 当該事業において、暴力団員等による不当介入を受けた場合は、断固としてこれを拒否すること。
- (2) (1) により警察に通報又は捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した書面により報告すること。
- (3) (1) 及び (2) の行為を怠ったことが確認された場合は、指名停止等の措置を講じることがある。
- (4) 暴力団員等による不当介入を受けたことにより工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、速やかに報告し協議を行うこと。

別紙1 構内平面図



環境物品等の調達の推進に関する基本方針 (抜粋)

令和5（2023）年12月

2 2 - 1 1 自動販売機設置

(1) 品目及び判断の基準等

飲料自動販売機設置	【判断の基準】 ①缶・ボトル飲料自動販売機にあつては、次の要件を満たすこと。 ア. エネルギー消費効率が1000kWh以下であること。 イ. エネルギー消費効率達成率が120%以上であること。 ②紙容器飲料自動販売機及びカップ式飲料自動販売機にあつては、表1に示された区分ごとの算定式を用いて算出した基準エネルギー消費効率を上回らないこと。 ③自動販売機本体の冷媒及び断熱材発泡剤にフロン類が使用されていないこと。 ④自動販売機本体は表2に掲げる評価基準に示された環境配慮設計がなされていること。また、環境配慮設計の実施状況については、その内容がウェブサイト等により公表され、容易に確認できること。 ⑤自動販売機の照明にはLEDが使用されていること。 ⑥自動販売機本体に使用されている特定の化学物質が含有率基準値を超えないこと。また、当該化学物質の含有情報がウェブサイト等で容易に確認できること。 ⑦屋内に設置される場合にあつては、夜間周囲に照明機器がなく、商品の選択・購入に支障をきたす場合を除き、照明が常時消灯されていること。 ⑧飲料容器の回収箱を設置するとともに、容器の分別回収及びリサイクルを実施すること。 ⑨使用済自動販売機の回収リサイクルシステムがあり、リサイクルされない部分については適正処理されるシステムがあること。 【配慮事項】 ①自動販売機本体の年間消費電力量及びエネルギー消費効率基準達成率並びに冷媒（種類、地球温暖化係数及び封入量）が自動販売機本体の見やすい箇所に表示されるとともに、ウェブサイトにおいて公表されていること。 ②屋外に設置される場合にあつては、自動販売機本体に日光が直接当たらないよう配慮されていること。 ③カップ式飲料自動販売機にあつては、マイカップに対応可能であること。 ④真空断熱材等の熱伝導率の低い断熱材が使用されていること。 ⑤自動販売機の設置・回収、販売品の補充、容器の回収等に当たって電動車等又は低燃費・低公害車を使用する、配送効率の向上のための取組を実施する等物流に伴う環境負荷の低減が図られていること。 ⑥飲料容器の回収に当たってプラスチック製のごみ袋を使用する場合は、本基本方針「23. ごみ袋等」における「プラスチック製ごみ袋」に係る判断の基準を満たす物品が使用されていること。 ⑦製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であつて、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。 ⑧包装材等の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。
-----------	---

備考) 1 本項の判断の基準の対象となる「飲料自動販売機設置」は、缶・ボトル飲料自動販売機、紙容器飲料自動販売機及びカップ式飲料自動販売機を設置する場合をいう。ただし、次のいずれかに該当するものを設置する場合は、これに含まれないものとする。

- ①商品を常温又は常温に近い温度のみで保存する収容スペースをもつもの
 - ②台の上に載せて使用する小型の卓上型のもの
 - ③車両等特定の場所で使用することを目的とするもの
 - ④電子冷却（ペルチェ冷却等）により、飲料（原料）を冷却しているもの
- 2 本項の判断の基準は、設置に係る契約等の期間中又は契約更新等の場合で機器の入替えが発生しない場合には適用しないものとする。
- 3 「エネルギー消費効率基準達成率」とは、表1に示された区分ごとの算定式を用いて算出した当該機器の基準エネルギー消費効率をエネルギー消費効率で除した数値を百分率（小数点以下を切り捨て）で表したものとする。
- 4 判断の基準①及び②については、災害対応自動販売機、ユニバーサルデザイン自動販売機及び社会貢献型自動販売機のうち、当該機能を有することにより、消費電力量の増加するものには適用しないものとする。
- 5 「フロン類」とは、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成13年法律第64号）第2条第1項に定める物質をいう。判断の基準③において使用できる冷媒は、二酸化炭素、炭化水素及びハイドロフルオロオレフィン（HF01234yf）等。
- 6 「地球温暖化係数」とは、地球の温暖化をもたらす程度の二酸化炭素に係る当該程度に対する比で示した数値をいう。
- 7 判断の基準⑥については、リユース部品には適用しないものとする。
- 8 「特定の化学物質」とは、鉛及びその化合物、水銀及びその化合物、カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、ポリブロモビフェニル並びにポリブロモジフェニルエーテルをいう。
- 9 特定の化学物質の含有率基準値は、JIS C 0950（電気・電子機器の特定の化学物質の含有表示方法）の附属書Aの表A.1（特定の化学物質、化学物質記号、算出対象物質及び含有率基準値）に定める基準値とし、基準値を超える含有が許容される項目については、上記JISの附属書Bに準ずるものとする。なお、その他付属品等の扱いについてはJIS C 0950に準ずるものとする。
- 10 判断の基準⑧については、設置する自動販売機の数及び場所並びに飲料の販売量等を勘案し、回収に支障がないよう適切に設置すること。
- 11 配慮事項⑤の「電動車等又は低燃費・低公害車」とは、本基本方針に示した「13-1 自動車」を対象とする。
- 12 調達を行う各機関は、次の事項に十分留意すること。
- ア. 利用人数、販売量等を十分勘案し、必要な台数、適切な大きさの自動販売機を設置すること。
 - イ. 設置場所（屋内・屋外、日向・日陰等）によって、エネルギー消費等の環境負荷が異なることから、可能な限り環境負荷の低い場所に設置するよう検討すること。
 - ウ. マイカップ対応型自動販売機の設置に当たっては、設置場所及び周辺の清掃・衛生面の確認を行い、購入者への注意喚起を実施するとともに、衛生面における問題が生じた場合の責任の所在の明確化を図ること。

表 1 飲料自動販売機に係る基準エネルギー消費効率算定式

区 分		基準エネルギー消費効率の算定式
販売する飲料の種類	自動販売機の種類	
缶・ボトル飲料	コールド専用機又はホットオアコールド機	$E=0.218V+401$
	ホットアンドコールド機（庫内奥行寸法が 400mm 未満のもの）	$E=0.798Va+414$
	ホットアンドコールド機（庫内奥行寸法が 400mm 以上のもの）	電子マネー対応装置のないもの $E=0.482Va+350$
		電子マネー対応装置のあるもの $E=0.482Va+500$
紙容器飲料	A タイプ（サンプルを使用し、商品販売を行うもの）	コールド専用機 $E=0.948V+373$
		ホットアンドコールド機（庫内が 2 室のもの） $E=0.306Vb+954$
		ホットアンドコールド機（庫内が 3 室のもの） $E=0.630Vb+1474$
	B タイプ（商品そのものを視認し、商品販売を行うもの）	コールド専用機 $E=0.477V+750$
		ホットアンドコールド機 $E=0.401Vb+1261$
カップ式飲料	—	$E=1020[T \leq 1500]$ $E=0.293T+580[T > 1500]$

- 備考) 1 「コールド専用機」とは、商品を冷蔵して販売するためのものをいう。
- 2 「ホットオアコールド機」とは、商品を冷蔵又は温蔵どちらか一方にして販売するためのものをいう。
- 3 「ホットアンドコールド機」とは、自動販売機の内部が仕切壁で仕切られ、商品を冷蔵又は温蔵して販売するためのものをいう。
- 4 E, V, Va, Vb 及び T は、次の数値を表すものとする。
- E : 基準エネルギー消費効率（単位：kWh/年）
- V : 実庫内容積（商品を貯蔵する庫室の内寸法から算出した数値をいう。）（単位：L）
- Va : 調整庫内容積（温蔵室の実庫内容積に 40 を乗じて 11 で除した数値に冷蔵室の実庫内容積を加えた数値をいう。）（単位：L）
- Vb : 調整庫内容積（温蔵室の実庫内容積に 40 を乗じて 10 で除した数値に冷蔵室の実庫内容積を加えた数値をいう。）（単位：L）
- T : 調整熱容量（湯タンク容量に 80 を乗じた数値、冷水槽容量に 15 を乗じた数値及び貯氷量に 95 を乗じて 0.917 で除した数値の総和に 4.19 を乗じた数値）（単位：kJ）
- 5 エネルギー消費効率の算定法については、「自動販売機のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等」（平成 19 年経済産業省告示第 289 号）の「3 エネルギー消費効率の測定方法（2）」による。

表2 飲料自動販売機に係る環境配慮設計項目

目 的	評 価 項 目	評 価 基 準
リデュース(省資源化)	使用資源の削減	製品の質量を削減抑制していること。
	再生材の使用	再生材の使用を促進していること。
	製品の長寿命化	オーバーホール、リニューアルへの配慮をしていること。
		製品の分解・組立性への配慮・改善をしていること。
		修理・保守性への配慮をしていること。
	消費電力量の削減	製品の消費電力量の抑制が図られていること。設置条件、設定条件の適正化等の運用支援を行っていること。
リユース(再使用化)	リユース部品の選定	リユース部品について設計段階から選定し、共通化・標準化に配慮していること。
	製品での配慮	リユース対象部品の分解・組立性に配慮していること。
	部品のリユース設計	リユース対象部品への表示、清掃・洗浄、与寿命判定の容易性に配慮していること。
リサイクル(再資源化)	材料	リサイクル可能な材料を選択していること。
		プラスチックの種類の統一化及び材料表示を行っていること。
		リサイクル困難な部材の使用削減を図っていること。
	分解容易性	事前分別対象部品の分解容易性に配慮していること。

(2) 目標の立て方

当該年度の契約又は使用許可により調達する飲料自動販売機設置の総設置台数に占める基準を満たす設置台数の割合とする。

環境省大臣官房環境経済課

〒100-8975 東京都千代田区霞が関 1-2-2

製品対策・グリーン契約推進係

TEL : 03-5521-8229 E-mail : gpl@env.go.jp

ホームページ【**グリーン購入法.net**】

<https://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/index.html>

リサイクル適性 

○この印刷物は、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）に基づく基本方針の判断の基準を満たす紙を使用しています。

○リサイクル適性の表示

この印刷物はAランクの資材のみを使用しており、印刷用の紙にリサイクルできます。

応募申込書

令和 年 月 日

近畿地方整備局

神戸港湾事務所長 殿

住 所

氏 名

代表者名

(事務担当者)

所属部署

氏 名

連 絡 先

近畿地方整備局神戸港湾事務所における自動販売機設置事業者の公募について、公示並びに募集要項の各条項を承知の上、下記のとおり申し込みます。

なお、予算決算及び会計令第 70 条及び第 71 条に該当する者ではないこと、及び提出書類の内容については事実と相違ないことを誓約します。

営業を希望する箇所及び提案する使用料

希望箇所	設置場所	設置台数	設置面積	応募価格
	①	1 台	m ²	¥.
	②	1 台	m ²	¥.

- 1 設置場所①②のうち、営業を希望する箇所に○印を記載してください。
- 2 応募価格は、年額で記入してください。
- 3 応募価格は、税抜き額（消費税及び地方消費税に相当する額を加算しない金額）を記入してください。
- 4 金額はアラビア数字で記入してください。

自動販売機設置事業の実績

氏 名

住 所

代表者名

設置場所	所在地	設置期間	主な販売品目

※記載欄が不足する場合は適宜行を追加してください。

販売品目提案書

氏 名

住 所

代表者名

設置場所

メーカー 名	商品名	規格 (内容 量)	容器の 種類	標準価格 (税込)	売値 (税込)	備考

※ 参考資料（パンフレット等）があれば、追加で添付してもよい。

誓 約 書

- ☐ 私
- ☐ 当社

は、下記 1 に及び 2 のいずれにも該当せず、将来においても該当しないことを誓約します。また、使用許可を受けた国有財産の使用に当たっては、下記 3 に掲げる使用等を行わないとともに、暴力団員等による不当介入を受けた場合には、下記 4 の措置を行うことを誓約します。

また、当方が下記 1 に該当しないことを確認するため、当方の個人情報について、国が警察当局へ情報提供することに同意します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき
なお、役員等に変更があった場合は、速やかに変更後の役員名簿を提出します。

2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

3 公序良俗に反する使用等

暴力団若しくは法律の規定に基づき公の秩序を害するおそれのある団体等であることが指定されている者の事務所又はその他これに類するものの用に供し、また、これらの用に供されることを知りながら、使用許可物件を第三者に転貸し又は賃借権を譲渡すること。

4 警察への通報等

- (1) 使用許可物件を使用するに当たって、暴力団又は暴力団員、社会運動標ぼうゴロ(※1)、政治活動標ぼうゴロ(※2)、その他暴力団関係者から、不当要求又は業務妨害を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、速やかに警察に通報し、捜査上必要な協力を行うこと。
- (2) (1)による警察への通報及び捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した書面により、許可者に報告すること。

※1 社会運動を仮装し又は標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者

※2 政治活動を仮装し又は標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者

近畿地方整備局

神戸港湾事務所長 殿

令和 年 月 日

住所又は所在地

氏名又は名称

令和 年 月 日

役員名簿

[illegible]